

第7章 計画の実現に向けて

第1節 計画推進の仕組みづくり

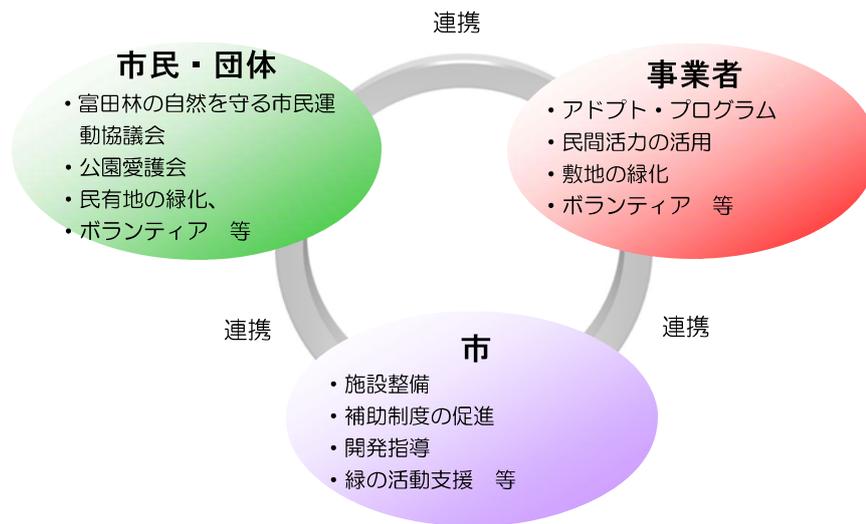
1. 緑のパートナーシップづくり

1) 庁内の推進体制

市は、「富田林市緑の基本計画」に基づいて、緑の施策を進めるための実施体制を充実させるとともに、緑に関わる各部署が連携しながら、これまでの施策の継続・拡充、新たな施策に取り組みます。

2) 市民や団体、事業者等とのパートナーシップ

市民や団体、事業者等の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、緑のまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境を整えていきます。



2. 関係機関との連携

国や大阪府、隣接する自治体等と相互に連携を図りながら、広域的な緑のネットワークの形成に向けて各種施策に取り組めます。

3. 緑の保全・育成を支援する制度や体制の充実

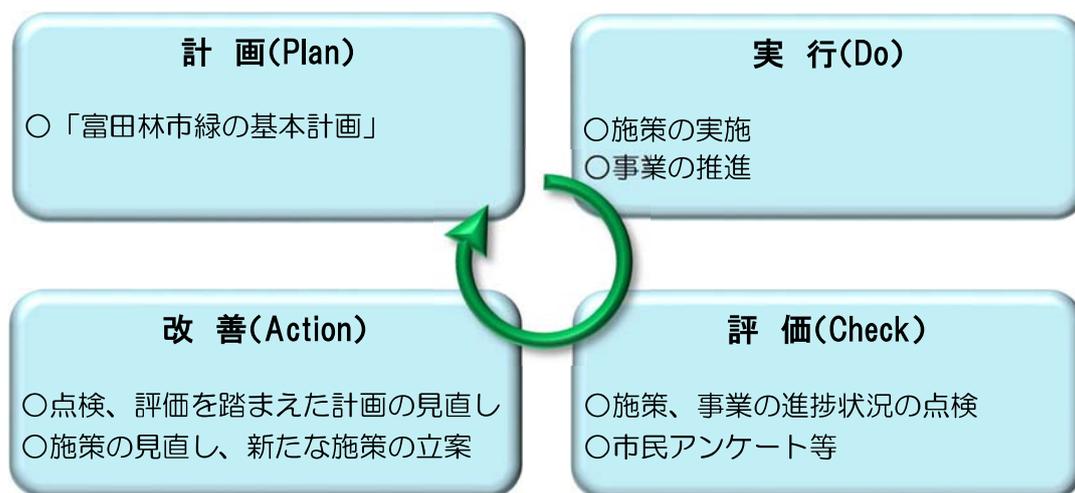
緑地協定、富田林市保存樹林・保存樹木の指定制度といった既存の制度を活用した緑化や緑の保全を進めるとともに、「(仮称)富田林市自然環境保全条例」の策定や関係法令の見直しについて検討します。

また、地権者や地元、緑の保全活動団体と市とが一体となって、協働で緑の保全・育成に取り組むための仕組みづくりを検討します。

第2節 計画の進行管理

1. 進行管理のサイクル

本計画が目指す緑の将来像の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルで進行管理を行います。



2. 進行管理の方法

本計画は、今後おおむね 10 年間を計画期間とし、法改正や社会情勢の変化などに対応しつつ、必要に応じて見直しを行います。

見直しにあたっては、本計画で位置づけた施策の実施状況や市民意向、計画目標の達成状況を検証し、関係者等による協議の場を設けて行います。

